

議案第 8 号

山都町環境保全型農業推進条例の廃止について

山都町環境保全型農業推進条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 5 日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

環境に配慮した農業に取り組むため本町が単独で実施してきた山都町環境保全型農業制度から、今後は、熊本県が推進している「くまもとグリーン農業」制度に統一して取り組むため、山都町環境保全型農業推進条例を廃止する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町環境保全型農業推進条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町環境保全型農業推進条例を廃止する条例

山都町環境保全型農業推進条例（平成20年山都町条例第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の山都町環境保全型農業推進条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により旧条例第3条の環境保全型農産物の認証を受けた生産者に係る当該認証については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

## 山都町環境保全型農業推進条例の廃止について

条例の目的：本町において化学肥料や農薬の低減を行う農業生産方式の浸透を図るとともに、安全で安心な農産物の安定的な供給を図るため、環境保全型農業を推進する。

（環境保全型農業：化学合成農薬もしくは化学肥料を使用しないこと又はそれらの量を減ずることによって、水環境や土壌への負荷を低減するとともに、安全で安心な農産物を生産する農業）

### 1 認定者数および認定品目の推移

区分	平成20年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定者数 (単位：人)	39	4	5	4	4
金	18	4	5	4	4
銀	14				
銅	7				
認定品目数 (単位：品目)	24	4	4	3	3
金	12	4	4	3	3
銀	8				
銅	4				

(認証区分)

金：化学合成農薬及び化学肥料を使用しない

銀：化学合成農薬及び化学肥料の使用を、慣行栽培より8割以上削減

銅：化学合成農薬及び化学肥料の使用を、慣行栽培より5割以上削減

※すでに認証を受けている4人について、現在の認証期間(H30.5.31まで1人、H30.9.15まで1人、H30.10.15まで2人)は有効とする(経過措置)。

### 2 くまもとグリーン農業

土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬を慣行栽培より減らした、環境にやさしい農業

生産者が行う生産宣言者数 665件







販売者や消費者が行う応援宣言者数 201件

(※いずれも平成30年2月15日現在 合計866件)

平成29年11月12日に県内自治体として初めて「くまもとグリーン農業」推進宣言を行う。

目標：2020年までに生産宣言と応援宣言を合わせて2,020件を達成する

# 取り組み制度と表示マーク

取り組み制度	表示マーク	特徴	手続き
<b>有機農産物</b> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づき格付けされた有機農産物。 ※JAS法の基準に従った表示も必要です。	 JAS(宣言番号)	作付け場は他からの農薬に影響を受けないこと、化学肥料及び化学合成農薬を作付け前2年間かつ栽培期間中不使用。	前提として、 <b>JAS有機の認定手続き</b> が必要です。 ①申出書+JAS有機認定証の写しを提出 ②宣言書交付(マーク使用可)
<b>有作くん100</b> 熊本型特別栽培農産物「有作くん」の県認証を受けた農産物のうち、化学肥料・化学合成農薬とも栽培期間中不使用のもの。 ※別途、「有作くん認証マーク」も貼付できます。	 E(宣言番号)	化学肥料及び化学合成農薬を栽培期間中不使用。総窒素施用量は慣行レベルが上限。	前提として、「有作くん」手続きが必要です。 ①「有作くん」計画承認申請時に申出書提出 ②計画承認時に宣言書交付 ③「有作くん」農産物認証 ④マーク使用可
<b>有作くん</b> 熊本型特別栽培農産物「有作くん」の県認証を受けた農産物。 ※別途、「有作くん認証マーク」も貼付できます。	 D(宣言番号)	化学肥料由来窒素及び化学合成農薬を慣行レベルに対し50%以上削減。総窒素施用量は慣行レベルが上限。	①「有作くん」計画承認申請時に申出書提出 ②計画承認時に宣言書交付 ③「有作くん」農産物認証 ④マーク使用可
<b>特別栽培農産物</b> 「農林水産省が定める特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」で定義される農産物。 ※特別栽培農産物の表示も必要です。	 C(宣言番号)	化学肥料由来窒素及び化学合成農薬を慣行レベルに対し50%以上削減。	前提として、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく生産と表示が必要です。 ①申出書+ガイドライン表示の写しを提出 ②宣言書交付(マーク使用可)
<b>エコファーマー</b> 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を熊本県知事が認定した者。	 B(宣言番号)	化学肥料由来窒素を通常より30%程度削減する技術の導入、かつ化学合成農薬を通常より1~3回以上削減する技術の導入。	前提として、 <b>エコファーマー認定手続き</b> 、または <b>更新手続き</b> が必要です。 ①申出書にエコファーマーの認定番号を記入して提出(未認定の場合は、エコファーマー申請時に申出書を提出) ②宣言書交付(マーク使用可)
<b>環境にやさしい農業</b> 「くまもとグリーン農業」独自の取り組み制度。	 A(宣言番号)	土づくりに加えて、化学合成肥料もしくは化学合成農薬の使用量を低減する技術、その他環境に寄与する技術の1つ以上に取り組んでいる農業。	①申出書提出 ②宣言書交付(マーク使用可)

※表示マークは、原則としてカラーまたは単色で使用します。

申出書=様式1